

自然災害債務整理ガイドライン（コロナ特則）の改定等を求める理事長声明

2022年（令和4年）6月20日

近畿弁護士会連合会

理事長 吉田 和宏

当連合会では、2020年（令和2年）5月13日に「新型コロナウイルス感染症被害の長期化に伴う理事長声明」を出したところですが、その後も新型コロナウイルス感染症は終息せず、長期間にわたり、市民生活及び社会経済に多大な打撃を与えています。

この間、政府がオブザーバー参加している自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下、「自然災害債務整理ガイドライン」といいます。）研究会は、2020年（令和2年）10月30日に「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」（以下、「コロナ特則」といいます。）を制定し、自然災害債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用しました。

コロナ特則では、「新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入・売上の大きな減少によって、住宅ローンや事業性ローン等を借りている個人や個人事業主がこれらの債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。」「かかる債務者への支援は、新型コロナウイルス感染症の影響からの着実な立て直しのために極めて重要な課題である」と指摘されています。そして、同特則は、2020年（令和2年）2月1日までの既往債務及び同年10月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上の減少に対応するために発生した債務について、債務者が支払不能等に陥っている場合に、弁護士等の登録支援専門家の支援のもと、「金融機関等が個人債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援すること」を目的としています。

コロナ特則によらなければ、多くの債務者は、破産や民事再生といった法的な

手続きを利用しなければ、債務の減免を受ける方法での生活・事業の再建等を期待できません。そのため、コロナ特則は、債務者の生活・事業の再建のために非常に有用なものであり、2022年（令和4年）3月末時点で、全国で1783件について登録支援専門家の委嘱がされています。

しかし、現状では、一部の債権者がコロナ特則を尊重せず、本来は債務の減免に同意すべき案件について同意をしないため、債務整理の成立が困難になるという問題が生じています。実際に、債権者がコロナ特則を尊重しなかったため、債務者が破産を選択せざるを得なかった事案も報告されています。その上、このような債権者に対する監督官庁の行政指導等も満足に機能しているとは言えません。このことは、2022年（令和4年）3月末時点で、委嘱件数1783件中、債務整理成立件数がわずか132件にとどまっていることから明らかです。

また、上記のとおり、新型コロナウイルス感染症はまん延が長期間にわたり、コロナ特則が制定された後も、当初の予想を超えてその影響を拡大させているため、繰り返し発令される緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等により、市民や事業者の生活・事業は、多くの制約を受け、多数の新たな債務が発生しています。そのため、これらの債務についても債務整理の対象としなければ、市民や事業者の生活・事業の再建は難しい状況にあります。

しかしながら、現在のコロナ特則は、2020年（令和2年）10月31日以降に発生した債務を対象としていないため、「新型コロナウイルス感染症の影響からの着実な立て直し」を図り「生活や事業の再建を支援する」というコロナ特則の本来の機能を発揮できているとは言えません。2020年（令和2年）10月31日以降に発生した債務を対象外とすれば、委嘱自体を断念することにもつながります。このことは、今年度に入り、当連合会管内での新規委嘱件数がわずか20件余りにとどまっていることから明らかです。

一方、実際の委嘱案件においては、2020年（令和2年）10月31日以降に発生した債務も債務整理の対象としなければ債務者の生活・事業の再建が難しい場合には、同日以降の債務も債務整理の対象とする案件も見られます。そのため、コロナ特則において、2020年（令和2年）10月31日以降に発生した債務を対象外とする定めはもはや合理性を失っていると言えます。

以上から、当連合会は、自然災害債務整理ガイドライン研究会及び国に対し、コロナ特則について次の2点の改定等を求めます。

- 1 コロナ特則について、2020年（令和2年）10月31日以降に発生した債務について、ケースによって弾力的運用がなされている場合はあるものの、これらの債務についても対象とすることを可能とする内容で、制度的改定を行うべきである。
- 2 国は、コロナ特則の運用の円滑化のために、監督官庁を通じて、すべての債権者が自然災害債務整理ガイドラインを尊重するよう積極的な指導調整を行うべきである。

以上